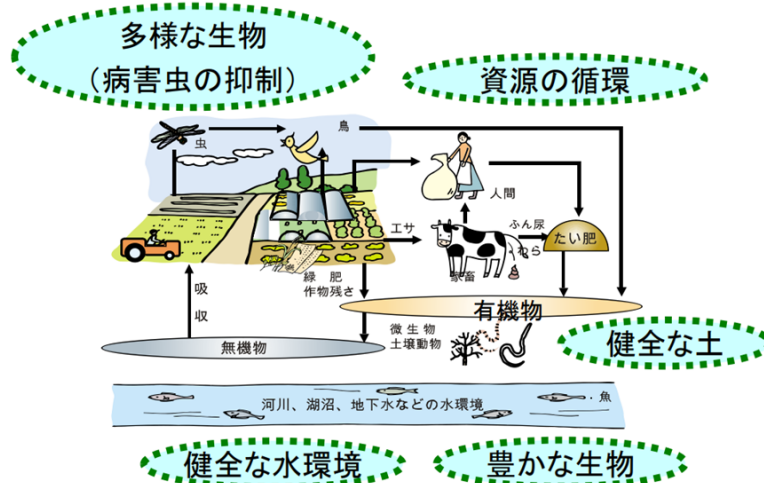
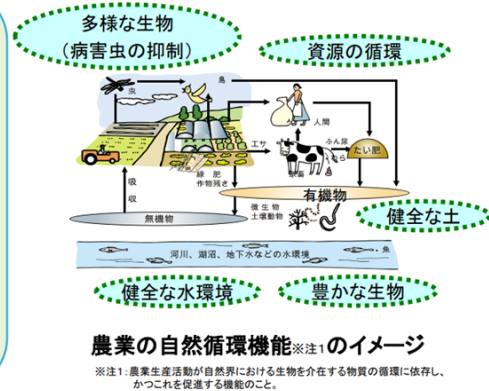


有機農業・有機農産物とは

- ✓ 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能^{※1}が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない**とされています。
- ✓ また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるもの**とされています。



有機農業とは

有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※注2）が作成した「ガイドライン※注3」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法※注4」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注2:コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

※注3:有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)

※注4:有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

有機農産物

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

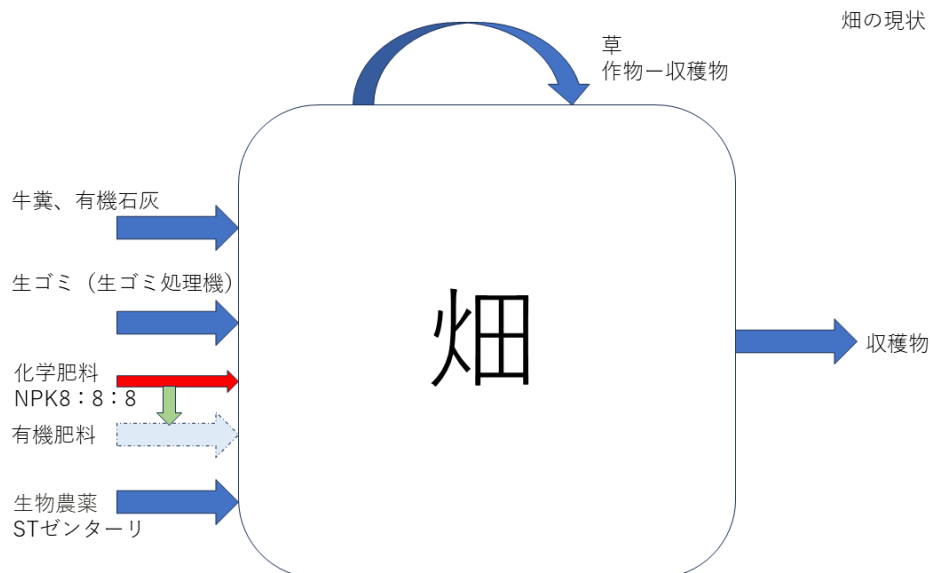
など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません）。



有機JAS規格に則った肥料

- 植物及びその残さ由来の資材（稲殻、[米ぬか](#)など）
- 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材（[牛糞](#)、豚糞、[鶏糞](#)など）
- 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材（菜種[油かす](#)など）
- と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材（骨粉、魚かすなど）
- 発酵した食品廃棄物由来の資材（[生ゴミ](#)を原料とする堆肥など）
- グアノ（[バットグアノ](#)など）
- バーク堆肥
- [草木灰](#)
- [炭酸カルシウム](#)
- [塩化加里](#)、[硫酸加里](#)、硫酸加里苦土
- 天然りん鉱石
- 硫酸苦土、水酸化苦土
- 生石灰、消石灰
- 木炭
- よう成りん肥（ようりん）
- 鉱さいけい酸質肥料
- 食酢、乳酸



有機農法と自然農法の違いは以下の通りです 1 2 3 4 :

- 有機農法は、自然の堆肥を使用し、畑を耕して有機肥料で肥やす。
- 自然農法は、耕さず、肥料を使わず、除草もせず、人の手をかけない。
- 有機農法は、農薬や化学肥料は使わないが、土を耕し有機肥料を使って作物の成長を促進する。
- 自然農法には明確な栽培方法の取り決めはなく、できるだけ自然に近い状態で土の栄養の力で作物を育てる。